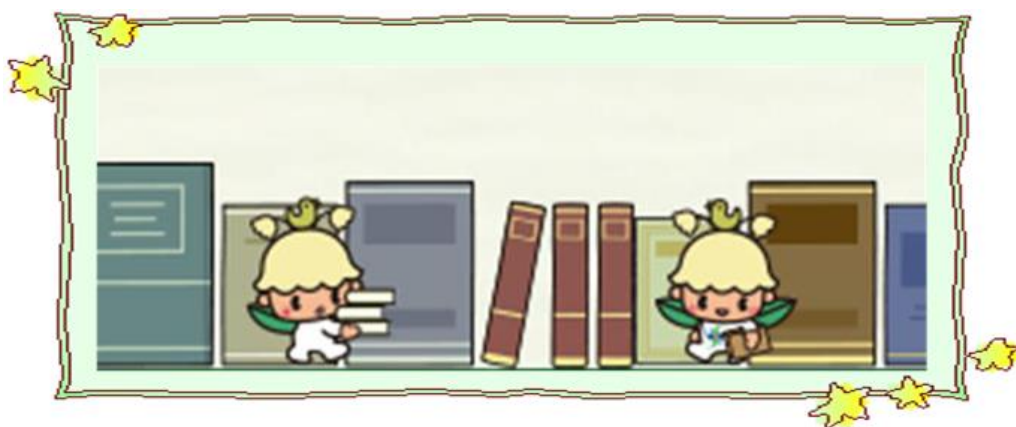


第2次 宇陀市子ども読書活動推進計画



令和4年12月

宇陀市教育委員会

は じ め に

子どもは本を読むことで様々な世界に触れ、知識を得るとともに、他人を思いやる心を学び、表現する力を身に付けていきます。子ども時代の様々な本との出会いは、豊かな人間性を育む一生の財産となります。

宇陀市では、平成27年に「宇陀市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもたちの読書活動を様々な方向から支援していくための施策に取り組んできました。現在、子どもたちを取り巻く読書環境や情報環境は大きく変化し続けています。インターネットやスマートフォンの普及、SNS等情報通信手段の多様化により、情報や知識の習得方法、読書の在り方にも大きな影響を及ぼし、ひいては読書離れや読解力の低下が懸念されています。こうした中で、「宇陀市子ども読書活動推進計画」の成果と課題を踏まえて、「第2次宇陀市子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。

本計画を策定するにあたり、「読書」には紙に書かれた物語を読むということに加えて、多様な形があるにとらえ、その上で、子どもたちが読書を通じて豊かな心を培い、生きる力を育んでいけるよう、読書環境の整備を進めていきたいと考えています。

この計画では、基本理念のもと、「子どもが読書に親しむための機会の提供」、「子どもの読書活動を推進するための環境の整備と充実」、「子どもの読書活動についての啓発と推進体制の整備」の3つの基本方針を達成するために、子どもの発達段階に応じた取組を進めることとしています。

また、宇陀市教育大綱や第2次宇陀市総合計画中期基本計画の施策や考え方も踏まえ、子どもたちの読書活動の推進を図るため、本計画を策定いたしました。

令和4年12月

宇陀市教育委員会
教育長 田 淵 泰 央

目 次

第1章 第2次計画策定の背景

1 計画策定の背景-----	1
(1) 子ども読書活動の意義-----	1
(2) 国の動向 -----	1
(3) 奈良県の動向 -----	2
(4) 宇陀市の動向 -----	2
2 子ども読書活動の現状-----	3
「全国学力・学習状況調査」結果の推移	

第2章 第1次計画における取組と成果及び課題

1 第1次計画において策定された推進に向けての取組に対する成果と課題-----	7
2 第1次計画において策定された「具体的方策」に対する成果と課題-----	9
(図書館における読書活動の推進)	
3 幼稚園・保育園・こども園における読書活動の推進-----	11
4 小学校・中学校における読書活動の推進 -----	12
5 ボランティア団体における読書活動の推進 -----	13
6 その他関係機関における読書活動の推進 -----	13

第3章 第2次計画の基本的な考え方

1 計画の位置付け -----	15
2 基本理念 -----	15
3 基本方針 -----	15
4 計画の対象 -----	15
5 計画の期間 -----	15

第4章 第2次計画推進に向けての取組

1 家庭における読書活動の推進-----	16
2 幼稚園・保育園・こども園における読書活動の推進-----	17
3 小学校・中学校における読書活動の推進 -----	17
4 ボランティア団体における読書活動の推進 -----	18
5 図書館における読書活動の推進 -----	19
6 その他関係機関における読書活動の推進 -----	20

第5章 計画の推進体制

1 関係機関の連携と情報共有-----	22
2 啓発、広報の推進-----	22
3 推進体制 -----	22

【資料編】

○市内小学校・中学校へのアンケート調査実施結果-----	24
○子どもの読書活動の推進に関する法律-----	36

第1章 第2次計画策定の背景

1 計画策定の背景

(1) 子ども読書活動の意義

国が、平成13年12月に制定した「子どもの読書活動の推進に関する法律」の基本理念に「子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」（第2条）と明記されています。

乳幼児期からの読書活動により、子どもが言語能力を高め、多様な物の見方や考え方を身に付け、創造力を養うことは、インターネットをはじめとした情報媒体に溢れる現代社会の中で、自らの問題発見能力・課題解決能力を高めることにつながります。このように、子どもの読書活動は、健全な成長を育む上で重要な要素の一つであり、生きる力の糧となっていきます。

しかし、近年、子どもを取り巻く社会環境は急速に変化し、特に、テレビゲームやインターネット・スマートフォンなどの普及により子どもの興味や関心が多様化し、子どもの「読書離れ」や「活字離れ」が憂慮されています。

このような状況の中で、子どもに幼児期から豊かな読書体験をさせ、子どもが本と出会う機会を増やし、読書を通じて自ら学び、考え、判断する力や他人を思いやる「生きる力」を育成するために、家庭や地域、学校、図書館など読書活動を行う団体が、相互に連携を図りながら一体となって読書活動を進めていく必要があります。

(2) 国の動向

国では、読書の価値を認識し、子どもの読書活動を支援する目的で平成12年を「子ども読書年」と決めました。平成13年12月には子どもの読書活動の推進のための取組を進めるため、議員立法により「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定しました。この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、国に対しては子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の策定を義務付け、都道府県及び市町村に対しては、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画の策定を努力規定として定めています。

平成14年8月には、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画である「第1次基本計画」を策定し、施策の基本的方向と具体的な方策を明らかにしました。

平成20年3月に「第2次基本計画」、平成25年5月に「第3次基本計画」を策定、平成30年4月には、①「発達段階に応じた取組により、読書習慣を形成する」②「友達同士で行う活動等を通じ、読書への関心を高める」という二つのことをポイントにおいた、国の「第4次基本計画」が策定されました。

（３）奈良県の動向

奈良県では、国の基本計画に基づき、平成１５年に「奈良県子ども読書活動推進計画」を策定し、３つの基本方針を、①「子どもが読書に親しむための機会の提供」、②「子どもの読書活動を推進するための環境の整備と充実」、③「子どもの読書活動についての啓発と推進体制の整備」としています。平成２３年には、「奈良県子ども読書活動推進計画－５年間（平成１５年度～平成２０年度）の成果と課題－」を発表しています。

また、令和２年９月には「奈良県子ども読書活動の充実を目指して」が発信されました。ここでは、子どもの読書活動の充実を目指すとともに、令和５年度中に次期計画の策定を検討するとしています。

（４）宇陀市の動向

宇陀市では、読書が育む力に対する意義を共有し、すべての子どもたちが、等しく読書の機会に恵まれる環境を整えるため、平成２７年３月に「宇陀市子ども読書活動推進計画」（第１次計画）を策定しました。その後、当該計画に挙げた具体的方策のもと、子どもたちの読書活動推進に関わる関係機関が連携を図りながら、それぞれの立場で各事業を実施し、計画推進に取り組んできました。

この度、「宇陀市子ども読書活動推進計画」（第１次計画）策定から５年が経ち、検証会議を開催し、その取組状況及び成果と課題を検証しました。策定以降の時代の変化に対応しながら本市の子どもの読書活動を推進していくために、「第２次宇陀市子ども読書活動推進計画」を策定するものです。

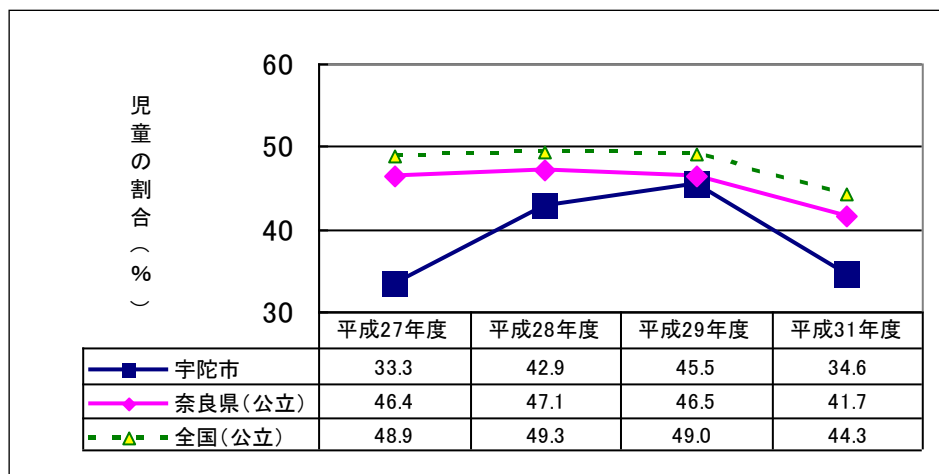
国	平成１３年 子どもの読書活動の推進に関する法律 平成１４年 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第１次） 平成１７年 文字・活字文化振興法 平成２０年 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第２次） 平成２５年 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第３次） 平成３０年 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第４次）
奈良県	平成１５年 奈良県子ども読書活動推進計画 平成２３年 奈良県子ども読書活動推進計画－５年間の成果と課題－ 令和 ２年 奈良県子ども読書活動の充実を目指して
宇陀市	平成２７年 宇陀市子ども読書活動推進計画（第１次）

2 子ども読書活動の現状

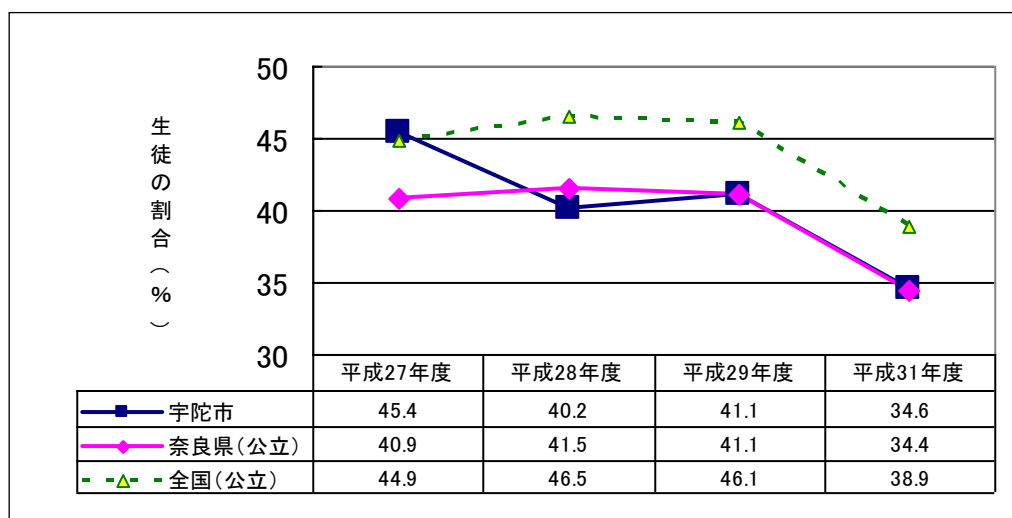
本市の子ども読書活動の現状を見るため、「全国学力・学習状況調査」について近年の調査結果の推移を取り上げます。

◆読書は好きですか。

- ・小学6年生 回答：当てはまる（※H30・R2・R3年度はこの項目の調査なし）



- ・中学3年生 回答：当てはまる（※H30・R2・R3年度はこの項目の調査なし）



平成31年度の調査結果

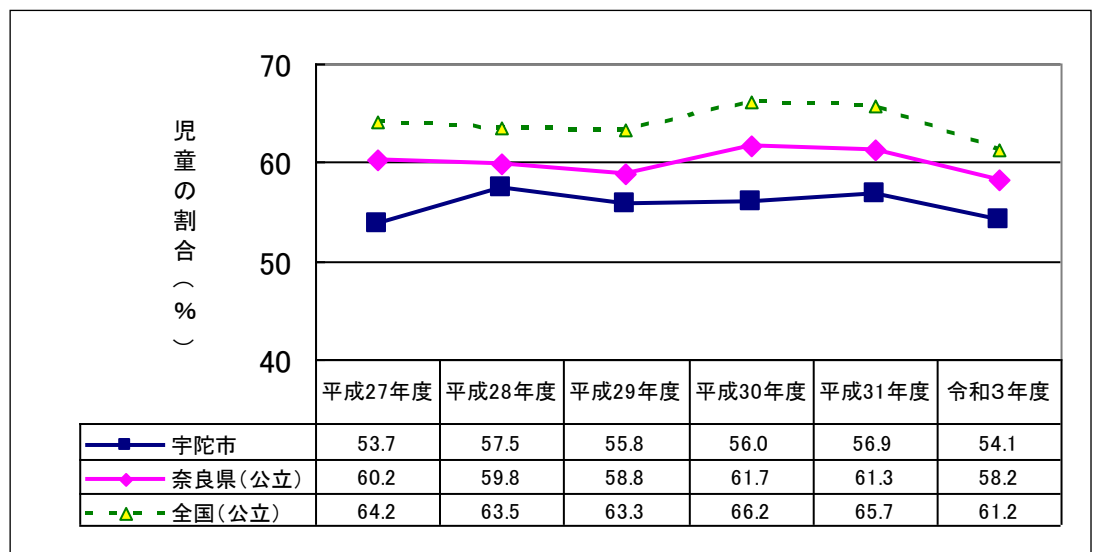
(％)

		当てはまる	どちらかといえば当てはまる	どちらかといえば当てはまらない	当てはまらない
小学校	宇陀市	34.6	30.3	20.4	14.7
	奈良県	41.7	29.7	18.5	10.0
	全国	44.3	30.7	16.7	8.3
中学校	宇陀市	34.6	24.4	21.0	19.5
	奈良県	34.4	27.3	21.1	17.1
	全国	38.9	29.1	19.1	12.8

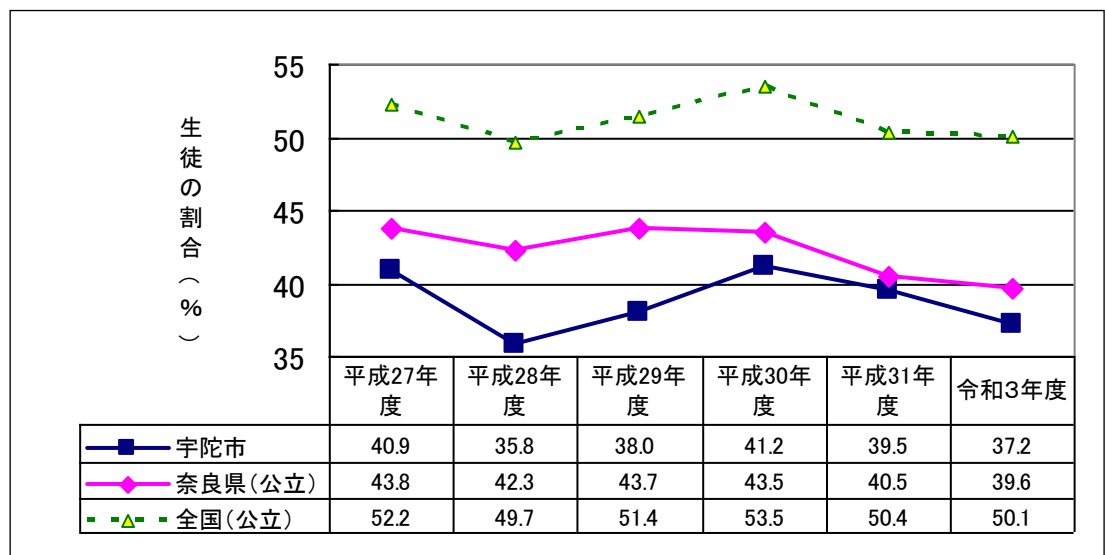
- 平成27年度～平成31年度の推移からみると、本市の「読書が好き」な割合は小学6年生では、全国と奈良県の平均を下回っていますが、中学3年生になると全国平均には下回るが、奈良県平均とほぼ同等の結果となっています。

◆学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く。）

- ・小学6年生 回答：10分以上 （※R2年度はこの項目の調査なし）



- ・中学3年生 回答：10分以上 （※R2年度はこの項目の調査なし）



平成31年度の調査結果

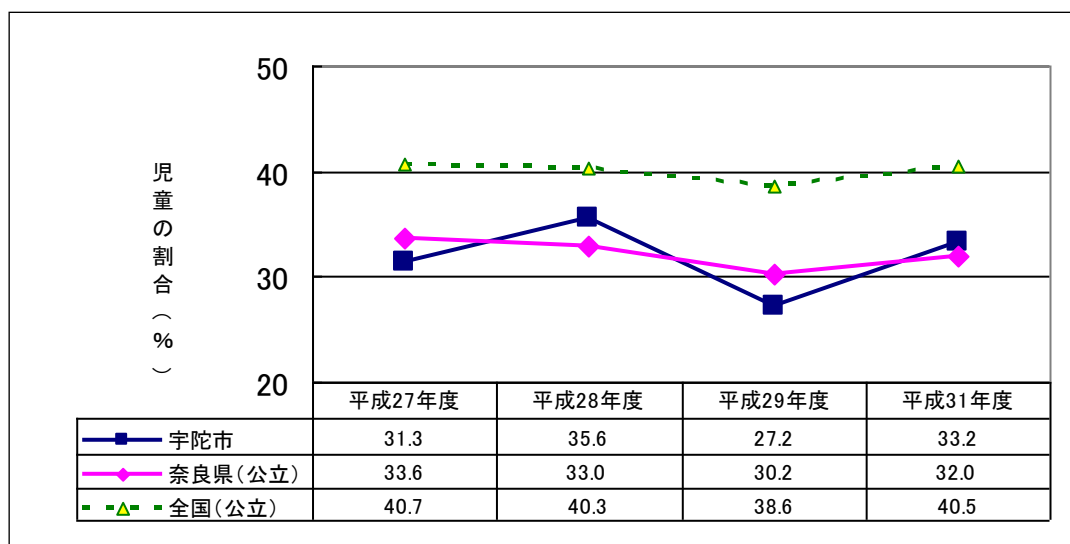
(%)

		2時間以上	1時間以上 2時間より 少ない	30分以上 1時間より 少ない	10分以上 30分より 少ない	10分より 少ない	全くしない
小学校	宇陀市	5.7	6.6	18.5	26.1	19.9	23.2
	奈良県	6.8	10.4	19.4	24.7	16.1	22.6
	全国	7.0	11.3	21.5	25.9	15.6	18.7
中学校	宇陀市	6.3	5.4	13.7	14.1	18.5	42.0
	奈良県	4.5	5.7	11.2	19.1	16.0	43.5
	全国	4.8	7.6	14.6	23.4	14.8	34.8

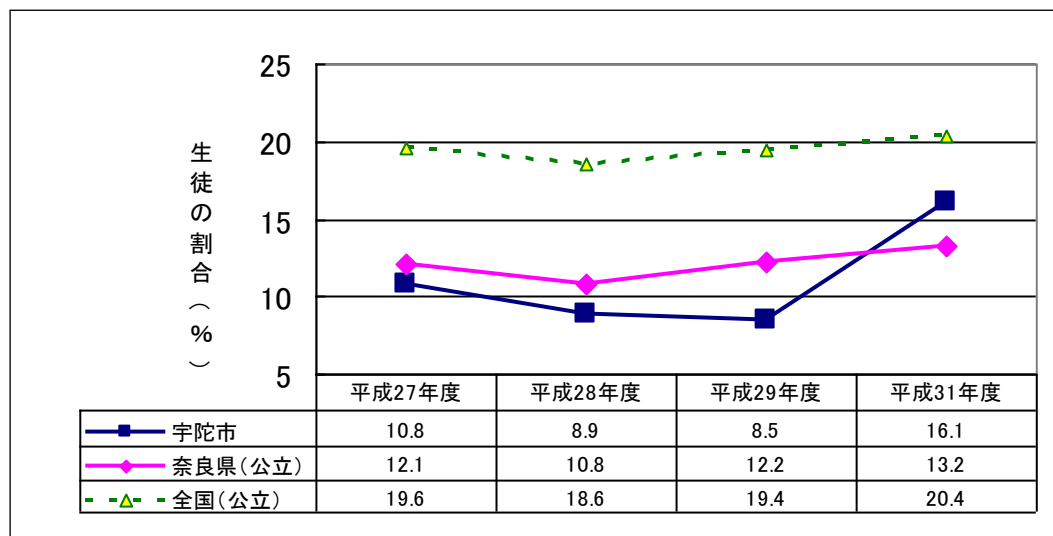
- 本市においては、すべての年度で、全国と奈良県の平均を下回る結果となっています。
 中学3年生では、全国の平均を大きく下回っていますが、平成31年度では、奈良県平均に近づく結果となっています。
- 平成31年度の調査結果では、中学3年生において30分以上読書をする割合が、25.4%で、奈良県21.4%を上回っています。本市においては、中学生になり、読書をする生徒と全くしない生徒の差が大きくなっています。

◆昼休みや放課後、学校が休みの日に、本（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く。）を読んだり、借りたりするために、学校図書館や地域の図書館にどれくらい行きますか。

- ・小学6年生 回答：月1回以上行く（※H30・R2・R3年度はこの項目の調査なし）



- ・ 中学3年生 回答：月1回以上行く （※H30・R2・R3年度はこの項目の調査なし）



平成31年度の調査結果 (％)

		だいたい週に 4回以上行く	週に1～3回 程度行く	月に1～3回 程度行く	年に数回程度 行く	ほとんど、ま たは、全く行 かない
小学校	宇陀市	1.4	10.0	21.8	36.5	29.9
	奈良県	2.0	8.8	21.2	33.1	34.6
	全国	3.5	13.7	23.3	29.4	29.9
中学校	宇陀市	1.5	2.9	11.7	20.5	63.4
	奈良県	1.7	3.6	7.9	21.1	65.5
	全国	2.1	6.2	12.1	24.1	55.3

○ 本市においては、小学校6年生では、全ての年度で、全国平均を下回っていますが、奈良県平均とは、ほぼ似通った結果となっています。

中学3年生においても、全国平均を下回っており、奈良県の平均よりわずかに下回る結果となっていますが、平成31年度では、奈良県平均を上回っています。

第1次計画策定後に実施された、平成27年度から平成31年度における全国学力・学習状況調査の結果からみると、以上3つの項目すべてにおいて、宇陀市は全国平均を下回り、項目によっては、奈良県平均に届かないものもあります。

学校図書館や市の図書館に行く割合は、平成31年度においては、奈良県の結果を上回っていますが、「読書は好きですか」の項目において、小学6年生の結果が、低いことが懸念されます。

まずは、子どもが、本を読むことに興味・関心をもてるよう、蔵書構築を工夫するとともに、いつでも気軽に読書ができる環境に向けた取組が必要です。

第2章 第1次計画における取組と成果及び課題

本市では、平成27年3月に策定した「宇陀市子ども読書活動推進計画」（第1次計画）に基づき、小中学校、幼稚園・保育園・こども園、子育て支援センター、ボランティア団体、図書館、市役所関係部署が連携を図りながら、子どもの読書活動を推進するための取組を進めてきました。令和2年1月に「宇陀市子ども読書活動推進計画」に対する取組状況及び成果と課題を検証する会議を開催しました。検証結果を踏まえた第1次計画の成果と課題は以下のとおりです。

1 第1次計画において策定された推進に向けての取組に対する成果と課題

（1）宇陀市子ども読書活動推進委員会の設置

第1次計画策定時に設置の「宇陀市子ども読書活動策定委員会」の委員の任期満了（平成27年3月31日）後において、「宇陀市子ども読書活動推進委員会」の開催は行われていません。（第1次計画の検証会議は策定時の委員により実施）

今後、教育現場・保育現場・ボランティア団体・行政機関・図書館などの構成委員による「宇陀市子ども読書活動推進委員会」を設置し、推進状況について適宜評価、提案を行い、事業年度の終わりに計画の見直しを行う必要があります。

（2）連携・協力体制

・学校図書館連絡会議

小中学校図書担当者、幼保こども園図書担当者、図書館担当者による会議の開催により、互いに情報共有ができ、事業の推進に繋がりました。今後も会議開催の継続が必要です。

・子ども読書活動推進ネットワーク会議

ボランティア団体、図書館担当者による会議を平成30年度から年1回開催し、互いの活動報告や情報交換を行いました。今後も継続した会議の開催が必要です。

・連携体制による子どもの読書意欲を高めるための行事等の実施

月例行事のおはなし会、夏休み・冬休みのおはなし会、人形劇、折り紙教室、高校生による読み聞かせなどを実施しました。ネットワーク会議等を通じて日頃からボランティア団体と交流を深めるなかで、子どもが本に興味・関心をもてる行事の企画が求められます。

・ボランティア団体と図書館の連携による幼稚園・保育園・こども園に対する支援体制

各地域のボランティア団体、図書館職員によるおはなし会やブックトークを、幼稚園・保育園・こども園・子育て支援センターの子どもたちに届けました。ボランティア団体と図書館が連携して一つの行事を行う体制づくりが必要です。

（３）学校図書館の機能充実と活用

・朝読、家読（うちどく）の奨励

小中学校においては、すべての学校で朝読などの一斉読書の取組が実施されています。

家読については、幼保こども園等において、絵本を家庭に貸し出すなどの取組が行われて
われています。

今後は、アンケートなどにより、取組に対する効果を確認しながら、朝読・家読（うちどく）について引き続いて奨励することが必要です。

・学校職員のための学校図書館についての研修会の企画

市立図書館においては、学校教員を対象とした学校図書館についての研修会は開催して
いません。小中学校と連携しながら、学校図書館の運営・機能などの研修の開催が必要
です。

・司書教諭または図書担当教諭へのサポート

市立図書館においては、小中学校からの要望により、インターネット予約の方法・本の登
録・蔵書点検・本の修理等についてのサポートをおこないました。しかしながら、継続
的なサポートができなかったことから、図書館職員のスキルの向上と、サポート体制
の見直しが必要です。また、現在、本市では、小中学校における学校司書の配置は
なく、学校図書館運営のため、学校司書の早期配置が望まれているところです。
図書館としても、学校図書館に定期的に司書を派遣するなど、子どもの読書活動
を支援する取組が必要です。

・魅力ある蔵書構築についての研修の開催

市立図書館においては、魅力ある蔵書構築をテーマとした研修会は実施して
おりませんが、学校図書館業務の基本となるテーマであるため、当該テーマ
での研修の開催は、今後実施することが望まれます。

・保護者への啓発活動

図書館においては、学校と連携し、学校図書館における読書活動の取組について、
積極的な情報発信ができるよう、サポートすることが必要です。

（４）市立図書館の活用

・児童サービスの専門性の向上

職員は、ボランティアの講師先生による月１回の「おはなし会講座」を受講
しています。また、他館で実施の研修会へ参加することにより、児童サービスの
専門性の向上に努めてきました。今後も講座・研修会への積極的な参加が
大切です。

・図書館のない地域へのサービス拡大

図書館のない地域の公民館を貸出サービス場所とすることにより、
図書館から遠い地域の保護者へも本を届けることができるようになりました。

今後は、令和元年に構築された図書館と学校との連携システムの活用を
促進することにより、子どもが学校に居ながら図書館の本を読むことができる
環境の充実が必要です。

- ・読書活動の情報発信と参加の呼びかけ

図書館だより・広報紙・図書館ホームページ・チラシ・ポスター等を活用し、読書活動に関する行事やイベント等の情報発信と参加の呼びかけを行いました。今後も小中学校・幼保こども園等と連携しての保護者への呼びかけや、宇陀市自主放送「うだチャン11」の配信を活用するなど、対象者に周知できる手段と効果を考えることが必要です。

(5) 広報と啓発

「宇陀市子ども読書活動推進計画」（第1次計画）を図書館ホームページに掲載し、市民への周知に努めました。今後も、ホームページ、広報紙、宇陀市自主放送「うだチャン11」などを通じて、本計画をより広く市民に啓発するとともに、家庭に配布できる啓発用チラシ等の作成も必要です。

(6) 評価と計画の見直し

第1次計画では、宇陀市子ども読書活動推進委員会の設置ができなかった反省点を踏まえ、事業実施状況について適宜評価、提案を行い、計画の見直しを行うことが重要です。

2 第1次計画において策定された「具体的方策」に対する成果と課題 （図書館における読書活動の推進）

- ・児童コーナー及び団体貸出資料の充実

- ◆取組・成果

児童図書コーナーにおいては、テーマ本や季節の絵本の展示、新刊やおすすめの本のコーナーを設け、利用しやすい書架づくりに努めました。また、読み継がれた図書や、学校の授業に関係する資料の選書を行うなど、団体貸出資料の充実に努めました。

- ◆課題

図書整理日などを活用し、蔵書の状態を確認しながら、児童書架を循環させ、常に良好な状態に保つ必要があります。また、学校と連携を図りながら、電子図書の利用および活用について推進していくことが必要です。

- ・ブックリスト「この本読んで」の配布と利用拡大

- ◆取組・成果

平成27年度～29年度は新刊本を中心に毎年発行し、WEB上にもアップしました。また、平成30年度には0～3歳を対象・令和2年度には4～5歳を対象としたブックリストを市内おはなしボランティア団体の協力により作成し、ブックスタートやファーストバースデー事業において活用しました。また、館内子育て応援スペースに常設するとともにWEB上にアップし、閲覧・ダウンロードが可能となりました。

- ◆課題

「この本よんで」0歳～3歳については、ブックスタートやファーストバースデー事業において、新規対象者に配布できますが、4～5歳用については、広報紙や図書館だより、ホームページを通じて毎年啓発することが必要です。

・団体貸出の周知と利用の促進

◆取組・成果

平成27年度より小中学校、幼保こども園において団体貸出配送業務を開始し、平成27年度に4,919冊の貸出冊数は、令和2年度には8,478冊となり、団体貸出の充実により、子どもたちに多くの本との出会いと、読書の楽しさを届けることができました。

◆課題

中学校においては、年間を通じて、団体貸出の利用がない年もあることから、中学生の読書離れが懸念されるなか、中学校との連携を密にし、団体貸出の利用促進に努めなければなりません。また、引き続き利便性を高める団体貸出の方法の模索が必要です。

・おはなし会、工作教室、親子で参加できる行事等の実施及び公民館活動との連携

◆取組・成果

ボランティア団体との連携により、おはなしクラブ（幼児・小学生向け）・すくすくひろばおはなし会（あかちゃん向け）・映画会などを定例行事として実施しました。また、定例行事以外として、人形劇・折り紙教室・絵本ライブなどを開催し子どもが本に興味をもつことにより、読書への関心を高めることができました。

公民館活動との連携としては、令和2年度の公民館事業において、「おとなのおはなし会」を開催し、図書館職員が参加しました。

◆課題

利用者が行事に参加したいと思うような、魅力ある内容を検討するとともに発信者である職員各自のスキルアップが必要です。また、引き続き公民館活動との連携した事業の企画が求められます。

・社会見学・職場体験、園外保育等の受け入れ

◆取組・成果

幼保こども園の園外保育および小学校3年生の図書館見学、中学生の職場体験の受け入れを行うことにより、図書館への関心を高め、業務内容を身近に感じてもらうことができました。

◆課題

今後も子どもたちの図書館見学・職場体験・園外保育の継続的な受け入れを行うことにより、図書館への理解と関心を高め、親しみやすい図書館として利用拡大につなげることが必要です。

・図書館及び学校図書館の利用方法の周知と活用

◆取組・成果

小中学校図書担当者との連絡会議時に、インターネット予約の学習や本の登録・蔵書点検・団体貸出等についての学習会を行い、図書館及び学校図書館の利用方法についての周知と活用に努めました。

◆課題

時代の流れに合わせ図書館の活用も変化し、進歩しているので、毎年連絡会議などを通じて学校図書担当者に対し、ベーシックな研修や変更点に関する周知を行うことが大切です。

・研修会の開催による児童書に対する意識の向上

◆取組・成果

絵本作家や絵本アドバイザーなどの講師を招き、図書館職員・ボランティア団体・学校図書担当者・保護者等を対象に読み聞かせなどの講座を開催しました。

◆課題

引き続き、図書館職員・ボランティア団体・学校図書担当者・保護者等を対象に毎年講座や研修会を開催し、児童書に対する意識の向上を高めていく必要があります。

3 幼稚園・保育園・こども園における読書活動の推進

◆取組・成果

一日一話の取組など、日頃の保育活動の中で、園児に対し、絵本の読み聞かせを行うことで、子どもに読書の楽しさと、ふれあいの場を提供することができました。

園児の興味・関心に合わせた図書の購入や、図書館で実施している団体貸出を活用するなど、子どもが多くの本と出会えるよう努めました。

保育室の図書コーナーの本を季節や園児の興味に合わせるなどの工夫により、本に親しむ環境の充実を図ることができました。

ボランティア団体等によるおはなし会の開催により、新たな視点での絵本との出会いや、コミュニケーションをとることができました。

図書館見学の実施により、子どもが本に興味を持つとともに、家族での図書館利用のきっかけをつくることができました。

◆課題

本に興味を示す子どもがいる一方、遊びに夢中で本には興味を示さない子どもがいるなど、ばらつきがあります。個々の読書量を高めるためには、保護者への啓発を積極的に実施する必要があります。

園児に本を大切に扱うことを教えるとともに、本への興味や関心が高まるよう定期的な読み聞かせなどを継続していく必要があります。

4 小学校・中学校における読書活動の推進

◆取組・成果

市内全ての小中学校での、「朝読」などの一斉の読書活動の取組により、子どもたちの読書習慣が形成され、読書への積極的な姿勢が見られるようになりました。

図書館見学や職場体験を通して、図書館に親しみ、読書への関心を高めることができました。

ボランティア団体等によるおはなし会や、読書活動に関わる行事において、読み聞かせなどを行うことにより、子どもの読書への関心を促すことができました。

読書記録などの実施により、子どもの読書意欲を高めることができました。

学級文庫の設置や、学校図書館の開放により、隙間時間の読書が可能となり、本に親しむ機会が増えました。

偏りのないジャンルの本の購入や、図書室のレイアウト・図書の配架を工夫するなど、子どもが利用しやすい学校図書館の環境づくりに努めました。

◆課題

「朝読」などの一斉読書活動の取組が、学校だけで終わらないよう、子どもの本に対する興味を持続させ、読書は楽しいものだという意識がもてるよう働きかけることが大切です。

令和2年度に図書館が行った「小中学生を対象とした読書アンケート調査」において「この1カ月で、何冊くらい本を読みましたか（教科書・漫画・雑誌以外）」の質問に対し、小中学校全体で「6冊以上」が20.9%で、学年が進むにつれて減少傾向にあります。

一方「全く読まない（0冊）」は、19.4%で、学年が進むにつれて増加傾向となっています。子どもが本に興味をもち、本を好きになる機会の提供と環境整備が必要です。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第6条において、「父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする」とあるように、家庭における読書は、子どもの自主的な読書活動や読書習慣を身に付けるために重要です。よって読書活動を推進していくうえで、家庭への積極的な働きかけが必要です。

本市の小中学校では、学校司書の配置はなく、司書教諭または一般教員が学校図書館の運営を担っており、クラス担任と兼務している学校がほとんどで、学校図書館運営に思うように手が回らないのが現状です。子どもと本をつなぐ役割を果たす学校司書の配置について、計画的な取組が必要です。

5 ボランティア団体における読書活動の推進

◆取組・成果

地域で活躍するボランティア団体においては、子どもの発達段階に応じた定期的な読み聞かせ（おはなし会）やブックトークを、学校・幼稚園・保育園・こども園、子育て支援センターなどで実施し、子どもに読書の楽しさを伝え、本好きな子どもの育成に貢献しています。

図書館や各地域でのおはなし会の実施、保健センターの健診時におけるブックスタート事業の支援、子どもたちによるおはなし配達など、各ボランティア団体が、それぞれの長所を生かした取組を行い、子どもの読書意欲の向上と地域の活性化に大きな役割を果たしています。

◆課題

学校、幼稚園等での活動の場における教師や保育士との情報や意見交換の場を設け、今後の読書活動に生かしていくことが必要です。

子どもは成長とともに、本離れしていく傾向が見受けられ、絵本から読み物への移行期がネックになっています。おはなし会などを通じて、本のおもしろさを伝える工夫が必要です。

活動を安定的に行うことができるボランティア会員の確保と育成が必要です。

6 その他関係機関における読書活動の推進

◆取組・成果

子育て支援センターでは、絵本コーナーの常設や、図書館からの団体貸出を利用しながら、乳幼児やその保護者に本の紹介や読み聞かせを行いました。この取組により、保護者と子どもの読書への関心を深め、乳幼児期から本に親しむことの大切さや楽しさを啓発することができました。

保健センターでは、新生児の家庭訪問・乳幼児健診・育児教室・保健師相談等において、ボランティア団体や図書館等と連携しながら、おはなし会や絵本の紹介などを行うことにより、保護者に、育児の中での絵本の選び方や絵本の必要性を啓発しました。また、保護者にとっては、図書館利用のきっかけにもつながりました。

こども未来課では、ファーストバースデー祝い品事業を実施し、満一歳の誕生祝い品として絵本を贈呈することにより、乳幼児期から本に親しみ、読書好きな子どもの育成に努めました。また、配本場所を図書館にすることにより、子どもが図書館とのつながりをもつことができ、図書館利用の啓発にもつながりました。

◆課題

子育て支援センターでは、今後も親子で共に読書に親しむことや、乳幼児期からの読書活動の必要性について、保護者の理解が広がるよう継続した働きかけが必要です。

保健センターでは、コロナウイルスの感染状況を勘案しつつ、乳幼児健診や育児教室における絵本紹介などの読書活動推進について、実施方法の検討が必要です。

こども未来課では図書館と連携しながら、贈呈する絵本の選書等について検討が必要です。

第3章 第2次計画の基本的な考え方

1 計画の位置付け

本計画は、国の「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づく計画であり、国や県の計画の内容を踏まえるとともに、「宇陀市総合計画」や「宇陀市教育大綱」との整合性を図りながら、本市の子ども読書活動に関する施策の方向性や取組を示すものです。

2 基本理念

宇陀市では、すべての子どもがそれぞれの発達段階に応じた、よりよい読書環境のもと、自主的な読書活動を進め、生涯にわたる読書習慣が形成されることを目指します。

3 基本方針

宇陀市では、基本理念の実現に向けて、奈良県の基本方針であり、また令和2年1月に開催した宇陀市子ども読書活動推進計画検証会議で承認された三つの基本方針を軸として、子どもの読書活動を総合的に推進します。

(1) 子どもが読書に親しむための機会の提供

子どもが読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書習慣が行われることが大切です。

宇陀市では、子どもが生活のさまざまな場面で本と出会い、成長や発達に応じた読書習慣を形成することができるようにするために、家庭や地域、学校、図書館などにおいて、子どもたちに読書に親しむ機会を提供します。

(2) 子どもの読書活動を推進するための環境の整備と充実

子どもの読書活動は、家庭における日常的な本との出会い、学校等における適切な読書の指導、そして豊富な本がそろった身近な図書館の存在などによって一層広がっていきます。

宇陀市では、子どもの自主的な読書活動を推進し、子どもが適切な本にめぐり会えるよう、図書環境の整備と充実に努めます。

(3) 子どもの読書活動についての啓発と推進体制の整備

子どもの読書活動を効果的に推進していくためには、学校をはじめ子どもの読書活動にかかわる機関や団体が連携するとともに、子どもの読書活動の意義や重要性について家庭や地域の理解を得ることが必要です。そのために、宇陀市では「宇陀市子ども読書活動推進委員会」を設置し、推進体制を整備するとともに、子どもの読書活動推進に向けた取組についての積極的な啓発・広報に努めます。

4 計画の対象

本計画における「子ども」とは、第1次計画の対象を引き継ぎ、0歳（乳幼児期）からおおむね15歳（中学生期）までとします。また、家庭や地域、学校、図書館などの子どもの読書活動と関わりのある市民や団体も対象とします。

5 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から概ね5年間を目途とし、必要に応じて見直しを行います。

第4章 第2次計画推進に向けての取組

第1次計画における取組と成果及び課題を踏まえ、第2次計画における取組を以下に示します。

なお、第2次計画においては、子どもの生活の基本となる場は、家庭であることから、「家庭における読書活動の推進」について追加するものとします。

1 家庭における読書活動の推進

◆家読（うちどく）の実施

「家読（うちどく）」とは、家族みんなで同じ本を読み、読んだ本について話をすることです。読書の習慣を共有し、家族間のコミュニケーションを図ることで、家族の絆を強くしようという読書スタイルです。互いに本をすすめあう、家族そろって本を選ぶなど、読む本について相談し合うことでもコミュニケーションが深まります。

◆読み聞かせの実施

子どもに絵本の読み聞かせをすることで、絵本をなかだちにした心ふれあう時間を持つことは、子どもに大きな安心感をもたらす、子どもの豊かな心、保護者と子どもの絆を育てます。短い時間でも読み聞かせを続けることが、本に親しみや興味を持ち、豊かな言葉を育て、読書習慣を身に付けることにつながります。また、子どもが自分で本が読めるようになって、読み聞かせの時間を持つことでコミュニケーションが生まれ、楽しいと感じる読書体験を続けることが、自主的な読書活動につながります。

◆家庭の中に本がある環境づくり

子どもは、読書に親しむ保護者の姿を見て、読書を楽しいものと感じることが出来ます。そのことが子どもの自主的な読書活動につながります。身近なところに本を置くことで、本に親しみや興味を持ち、読書習慣を身に付けることができるようになります。

◆家庭での図書館利用

図書館では、赤ちゃん絵本をはじめとするさまざまな分野の図書と出会うことができます。そのような出会いが読書の幅を広げ、自主的な読書活動につながります。また、幼い頃から家族と一緒に図書館を利用することで、図書館利用が定着し、読書だけでなく図書を使って調べる習慣なども身に付きます。

◆読書活動行事への参加

図書館で行っているおはなし会など、各関係機関による読書活動の行事に参加することにより、子どもが読書の楽しさを実感し、本に興味を持つきっかけをつくることができます。また、保護者が一緒に参加することで家庭での読み聞かせなどにつなげることもできます。

◆読書手帳・ブックリストの活用

読書手帳は、図書館で本を借りた時に、借りた本の情報を記載することで、自分だけの読書記録をつくることができます。また、おすすめ絵本のブックリストは、家庭で本を選ぶ際に活用し、魅力的な本と出会うきっかけとなります。読書手帳・ブックリストのどちらも図書館のホームページからダウンロードが可能であるため、気軽に家庭での読書に役立てることができます。

2 幼稚園・保育園・こども園における読書活動の推進

◆読み聞かせ・おはなし会の実施

日常の保育・教育活動の中で絵本などの読み聞かせを行い、園児が絵本に親しむ機会を提供するとともに、絵本の魅力を感じ、大切にする気持ちを育てます。また、図書館やボランティア団体等による読み聞かせ活動を奨励し、おはなし会の実施など読書活動の充実に努めます。

◆読書環境の整備・充実

園児が絵本などに積極的に親しめるよう、園内の図書コーナーの整備・充実を図ります。また、図書館で実施している団体貸出を活用し、園児がたくさんの本とふれあう環境づくりに努めます。

◆家庭への啓発

家庭において読書に親しむ機会を提供するために、絵本の貸出や園だより等を通じて、子どもの成長に合わせた絵本を紹介することにより、読書活動の大切さや意義を伝えていきます。

3 小学校・中学校における読書活動の推進

◆読み聞かせや一斉読書の推進

子どもが読書の楽しさを知り、自主的な読書につながっていくよう、「朝読」などの一斉の読書活動を継続します。また、教師やボランティア団体による読み聞かせを積極的に行い、読書活動の充実に努めます。

◆読書環境の整備・充実

子どもの読書意欲を喚起して本を楽しめるよう、展示、読書スペース、学級文庫などの工夫を行い、子どもが利用しやすい魅力ある環境作りに努めます。また、新鮮な資料を提供することができるよう、計画的な図書の整備・充実に努めます。

◆学校と図書館の連携

学校と図書館の連携による団体貸出の利用や、図書連携システムの活用により、より多くの図書の利用が可能となるよう、読書環境の充実を図ります。また、図書館見学や職場体験を実施し、図書館に親しみ、業務に関心を持つことにより、図書館利用を推進します。

◆家庭への啓発

読書の大切さや意義、学校図書館や図書館の利用促進について、学校だよりなどを通じて保護者へ啓発や情報提供を行います。

◆学校図書館の活用の推進

近年、児童・生徒と本をつなぐ役割を果たす学校司書の必要性が強く認識されており、学校司書の配置に向けた計画の検討を呼びかけていきます。

◆司書教諭等の研修

司書教諭、各学校の図書館教育を担当する教諭同士が、読書指導について情報を共有するとともに、積極的に研修に参加します。

4 ボランティア団体における読書活動の推進

◆学校、幼稚園等での支援

子どもの発達段階に応じた定期的な読み聞かせやブックトークなどの活動を、学校、幼稚園・保育園・こども園、子育て支援センターなどで継続して行い、子どもへの読書活動を支援します。また、教師や保育士との情報・意見交換の機会をもちながら、連携した取組を目指します。

◆図書館支援や地域での読書環境づくり

図書館と連携してのおはなし会の実施や、保健センターの健診時におけるブックスタート、地域での読書活動を通して、子どもが読書の楽しさを知るきっかけとなる機会を提供するとともに、家庭内読書の普及と啓発に努めます。

◆各ボランティア団体の連携・協力

図書館で実施のボランティアネットワーク会議等の場を活用し、各ボランティア団体が連携・協力を図り、取組についての情報交換や互いの交流に努めます。

◆会員の確保と育成

若手会員などの確保のため、読書に関わるボランティア団体の活動に興味を持ってもらえるよう、読書イベントや読み聞かせ講座などの参加を呼びかけるなど活動を身近に感じてもらえるよう努めます。

5 図書館における読書活動の推進

◆図書館児童図書コーナーの図書・資料の充実

乳幼児から中学生まで、幅広い年齢と発達段階に応じた資料を積極的に収集します。
また、破損の著しい図書や図書館資料の核となるべき基本的な図書の買い換えを計画的に行い、蔵書の新鮮さを保ちます。

◆学校、幼稚園・保育園・こども園等への支援

要請訪問による読み聞かせやブックトーク等、子どもの読書のきっかけとなる事業をボランティア団体と連携を図りながら継続して実施します。

図書館見学や職場体験の受け入れを継続して行い、図書館業務の体験を通じて、読書や図書館についての理解を深め、親しみやすい図書館として利用拡大につながるよう努めます。

利用の少ない学校等へ、団体貸出のPRを行い、団体貸出の利用を促進します。

図書館から学校図書館へ司書を派遣し、読書支援・技術支援などのサポートを行います。

図書担当教諭のための学校図書館の運営・機能、また魅力ある蔵書構築などについての研修会を企画します。

学校と図書館の連携システムの活用を推進し、児童生徒がより多くの本と出会う機会を提供します。

朝読・家読などの取組を奨励するとともに、アンケートなどにより効果の検証を行います。また、学校と連携し、学校図書館における読書活動の取組について、保護者への啓発活動をサポートします。

図書担当教諭との連絡会議を年1回以上行い、互いに情報を共有することにより、子どもの読書活動の推進につなげます。また、図書館および学校図書館の時代の流れに沿った利用と活用についての情報提供とサポートに努めます。

◆講座の開催と充実

児童書に対する意識の向上を図るため、図書館員・ボランティア団体・図書担当教諭・保護者等を対象とする講座の開催と充実を目指します。

◆子どもや保護者を対象とした取組

ボランティア団体や関係機関と連携を図りながら、おはなし会、講座、展示など、子どもや保護者の読書のきっかけとなる行事や事業を継続して実施します。また、公民館

との連携によるイベントの開催に努めます。

◆児童サービスの専門性向上

図書館職員は、児童サービスの専門性を高めるため、講座や研修会に積極的に参加し、スキルの向上に努めます。

◆読書活動の情報発信と参加の呼びかけ

図書館だより・広報紙・ホームページ・宇陀市自主放送「うだチャン11」などにより読書活動に関する行事やイベントなどの情報発信を行うとともに、学校、幼稚園・保育園・こども園などと連携しながら保護者への呼びかけに努めます。また、ブックリスト「この本よんで」の配布と利用拡大に努めます。

◆宇陀市子ども読書活動推進委員会の設置

「宇陀市子ども読書活動推進委員会」を設置し、子どもの読書に関わる教育現場・保育現場・ボランティア・行政機関・図書館職員などの構成委員により推進状況についての検証を年1回以上行います。

◆ボランティア団体への支援

子どもの読書活動を推進するボランティア団体と連携を図りながら、その活動の支援に努めます。また、ネットワーク会議を年1回以上開催し、互いの交流や情報交換の機会を提供します。

◆あらゆる子どもに対するサービスの充実

デージー図書・点字図書・外国語図書等の充実、ろうあ者の筆談コミュニケーション支援などにより、あらゆる子どもたちに読書の機会を提供します。

◆電子図書の充実・推進

電子図書館の開設により、非来館によるサービスを拡大しましたが、さらに電子図書を充実させ、自宅や学校での読書活動を推進します。

6 その他関係機関における読書活動の推進

◆子育て支援センター

ボランティア団体や図書館と連携して、乳幼児やその保護者に向けた読み聞かせの実施や本の紹介をすることにより、乳幼児期からの読書活動の必要性について、引き続き働きかけを行います。

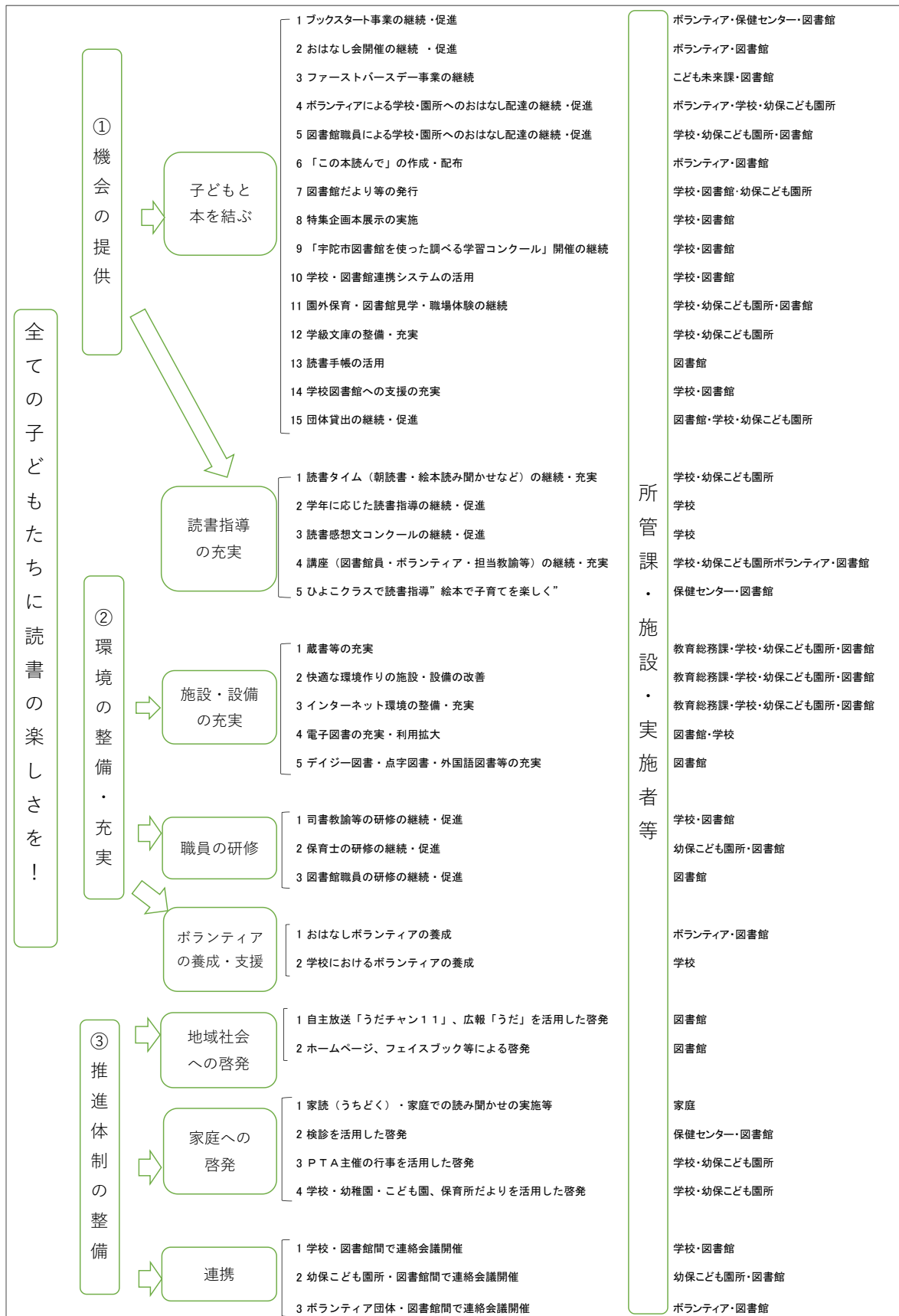
◆保健センター

乳幼児検診や、育児教室の機会を利用して、啓発用チラシ等の配布・おはなし会の紹介などを行い、絵本を媒体とした親子のふれあいの大切さを伝えていきます。

◆こども未来課

引き続きファーストバースデー祝い品事業を実施することにより、良好な親子の関係と子どもの豊かな心の育成を目指します。

第2次計画推進に関する施策・事業一覧表



第5章 計画の推進体制

1 関係機関の連携と情報共有

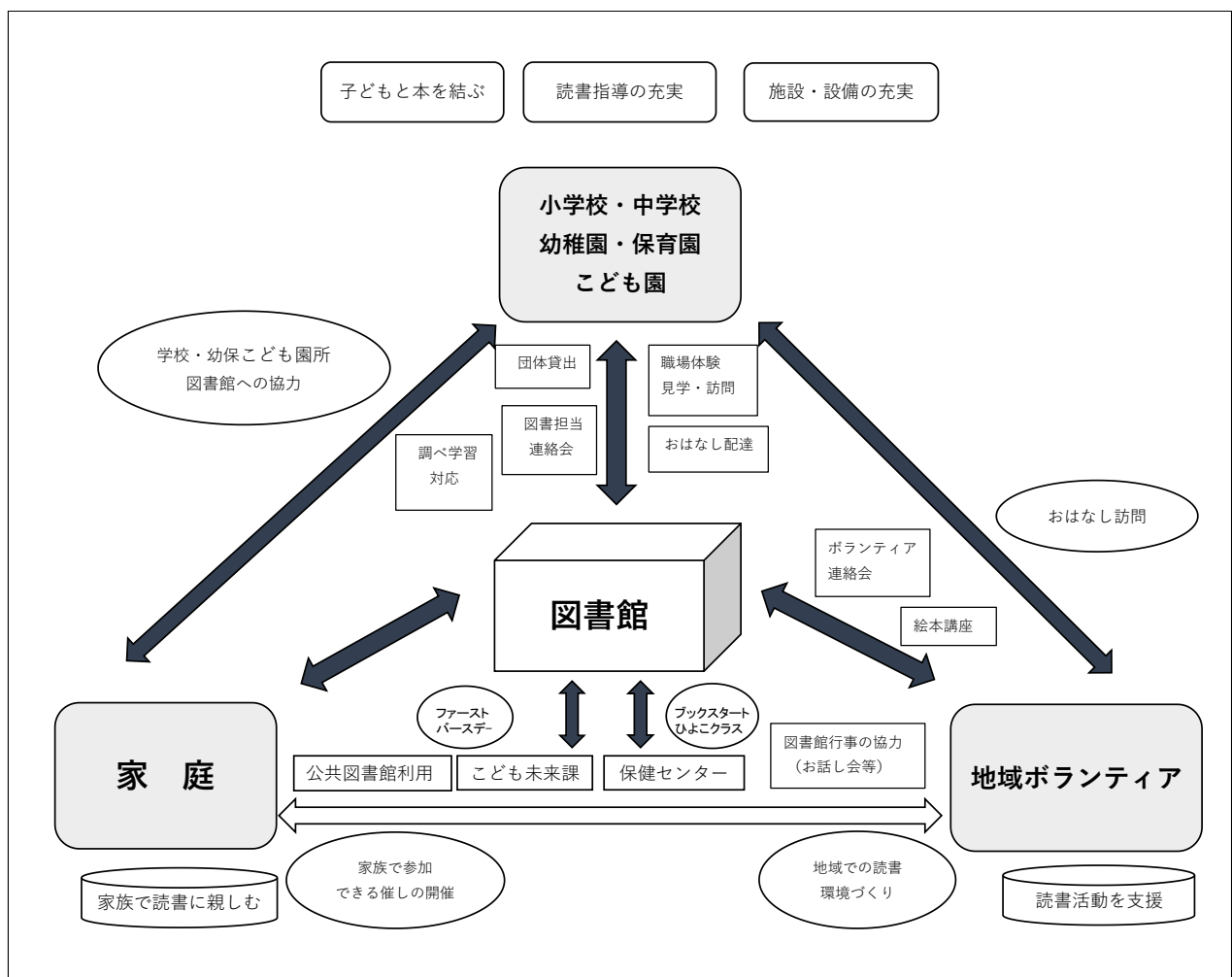
子どもの読書活動に関わる小中学校、幼稚園・保育園・こども園、子育て支援センター、ボランティア団体、図書館、市役所関係部署、その他様々なコミュニティの団体が読書について意識し、子どもの読書活動の推進のために互いに連携・協力し、情報を提供し、共有することにより、子どもの読書活動の一層の推進を図ります。

2 啓発、広報の推進

子ども時代の読書活動が、生涯の読書活動を推進するために重要であることを市民に啓発するために、本計画を図書館ホームページに掲載するとともに、広報紙・宇陀市自主放送「うだちゃん11」・家庭向けのチラシなどを通じて啓発及び広報に努めます。

3 推進体制

本計画の進行管理は、宇陀市子ども読書活動推進委員会が行います。推進委員会では関係機関・団体からの情報を共有するとともに、その計画と取組の進捗状況を確認し、適宜評価、提案を行い、事業年度の終わりに計画の見直しを行います。



資料編

【参考資料】

- ◆ 市内小学校・中学校へのアンケート調査実施結果
- ◆ 子どもの読書活動の推進に関する法律

市内小学校・中学校へのアンケート調査実施結果

■アンケートの実施時期

令和2年12月

■アンケートの対象

小学校：6校

(人)

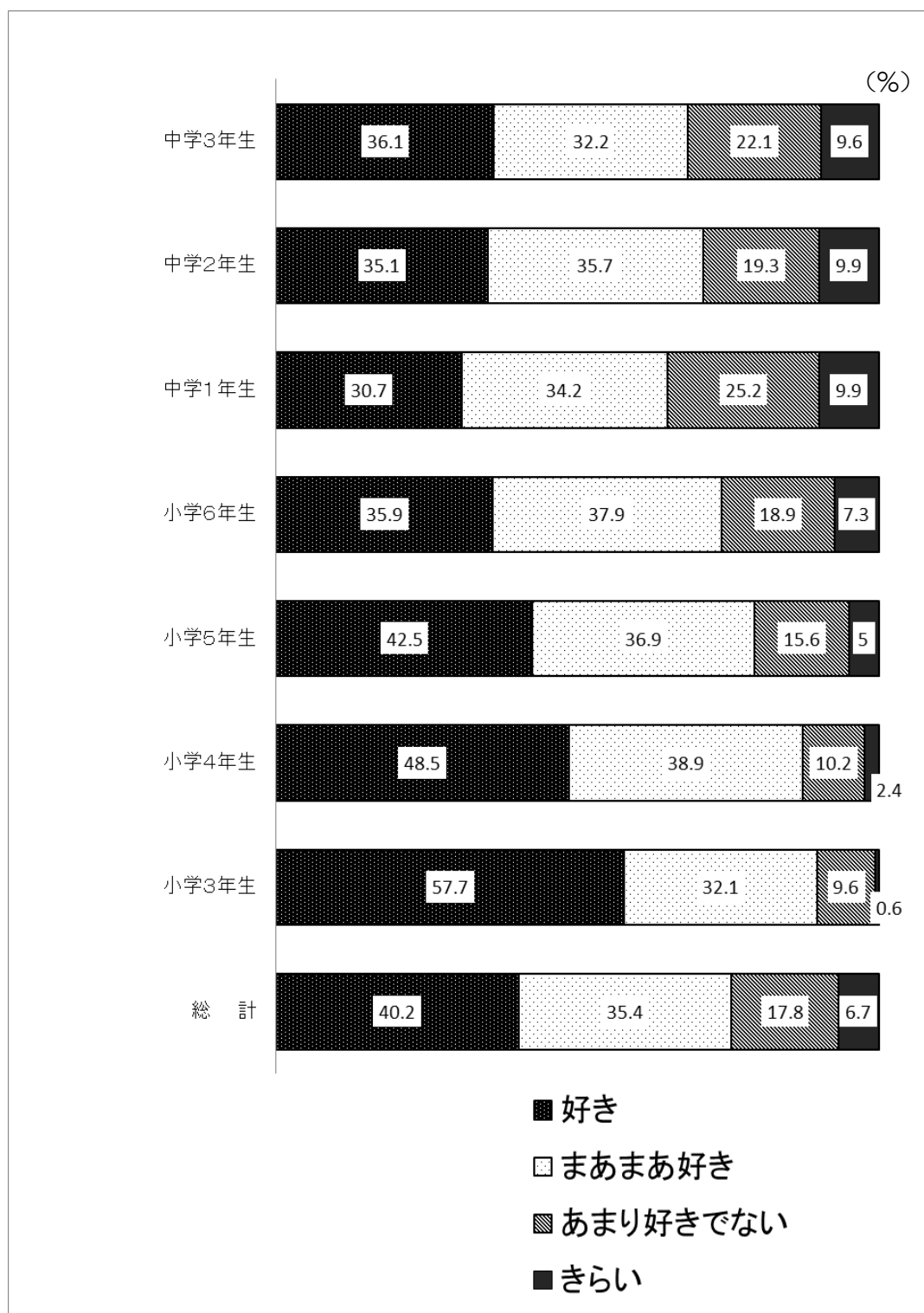
	小学3年	小学4年	小学5年	小学6年	計
大宇陀小学校	36	31	41	33	141
菟田野小学校	19	21	23	29	92
榛原小学校	56	47	37	55	195
榛原東小学校	21	39	44	50	154
榛原西小学校	10	8	11	20	49
室生小学校	17	18	26	20	81
小 計	159	164	182	207	712

中学校：4校

(人)

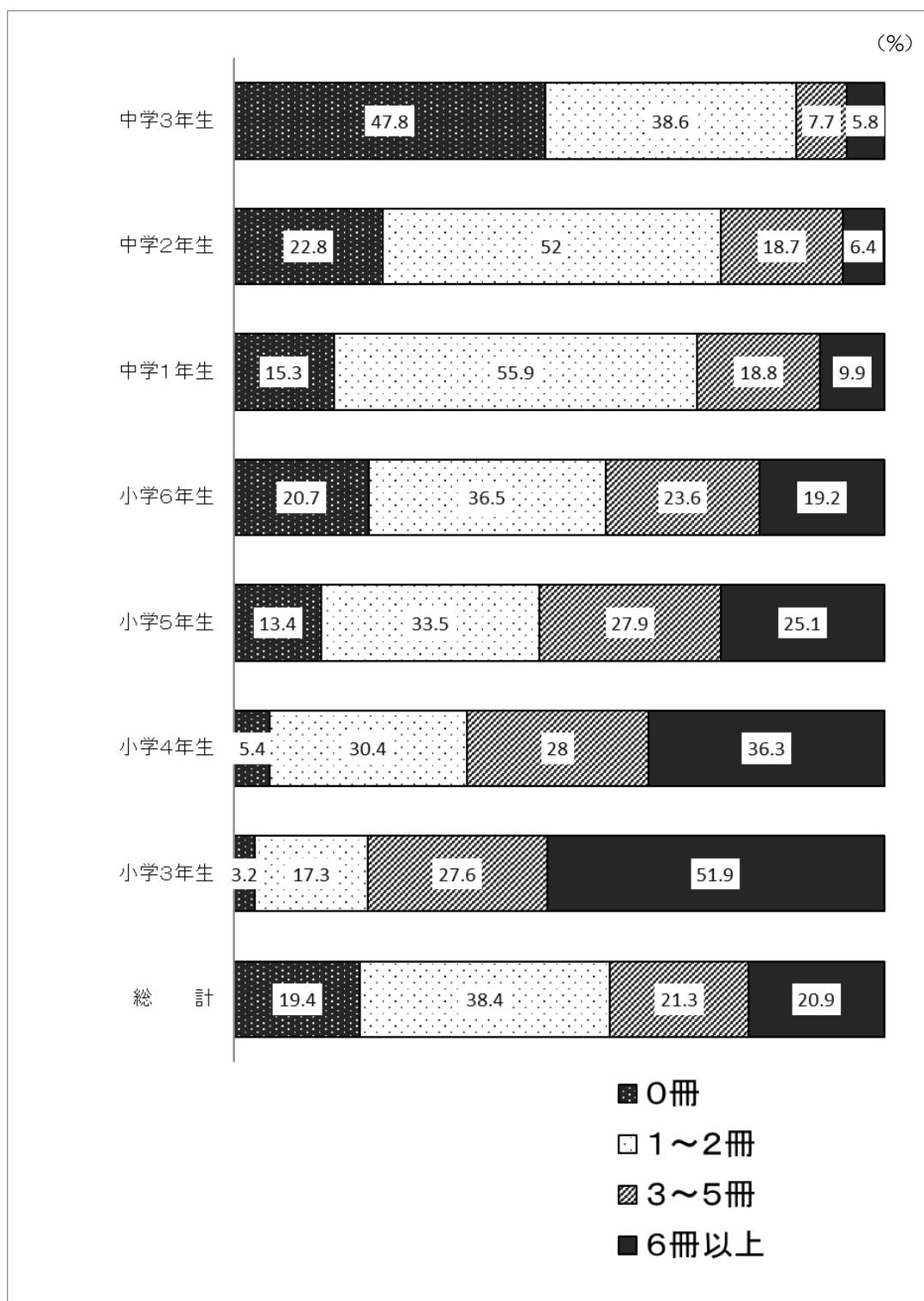
	中学1年	中学2年	中学3年	計
大宇陀中学校	39	29	33	101
菟田野中学校	28	26	37	91
榛原中学校	111	96	120	327
室生中学校	24	20	19	63
小 計	202	171	209	582

問1 あなたは、本を読むのが好きですか。



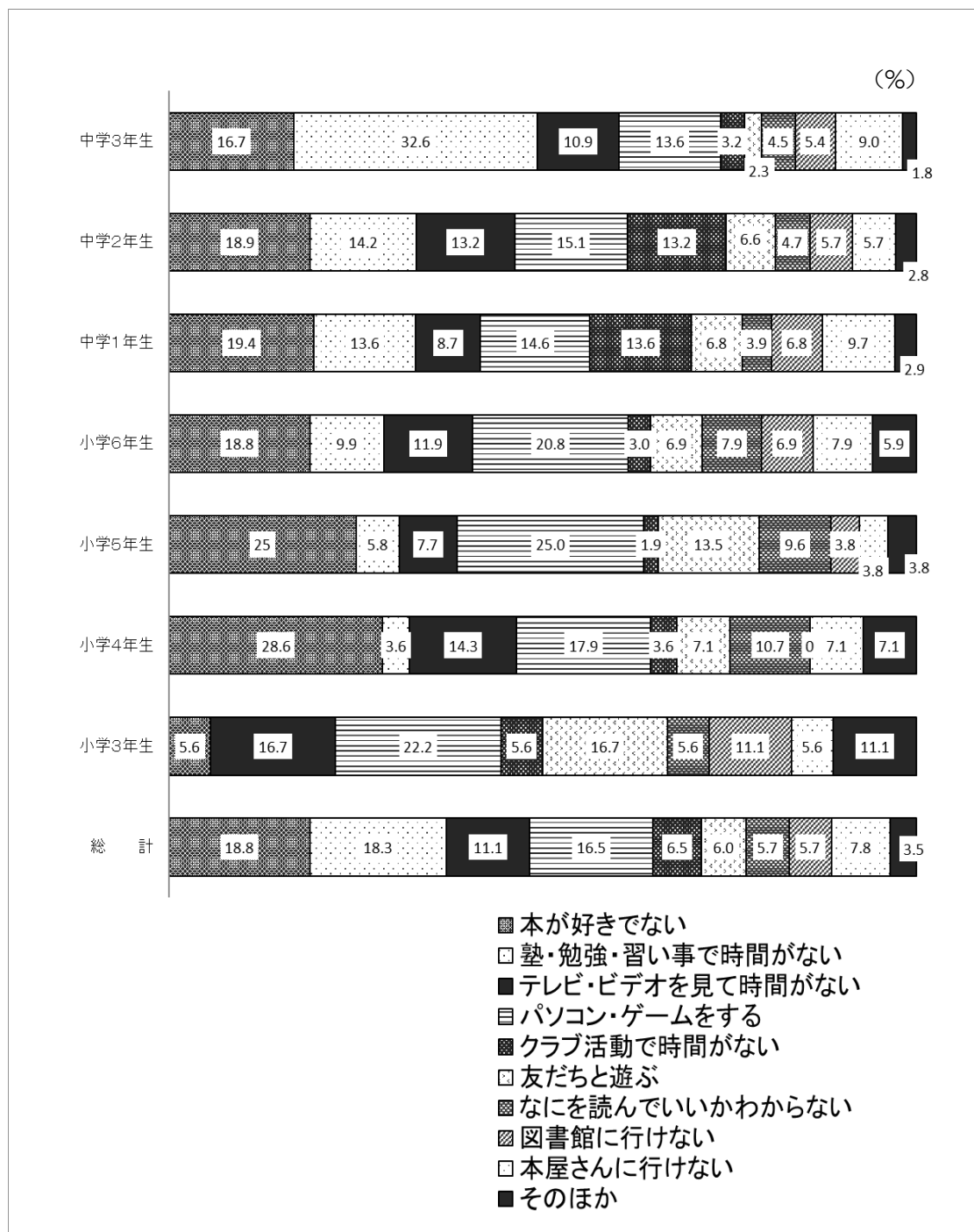
本を読む事が「好き」・「まあまあ好き」が7割以上であり、比較的読書好きの児童生徒が多い。ただし、学年が進むにつれ読書への興味が薄れていく傾向にある。

問2 この1カ月で、なん冊くらい本を読みましたか。(教科書・マンガ・雑誌以外)



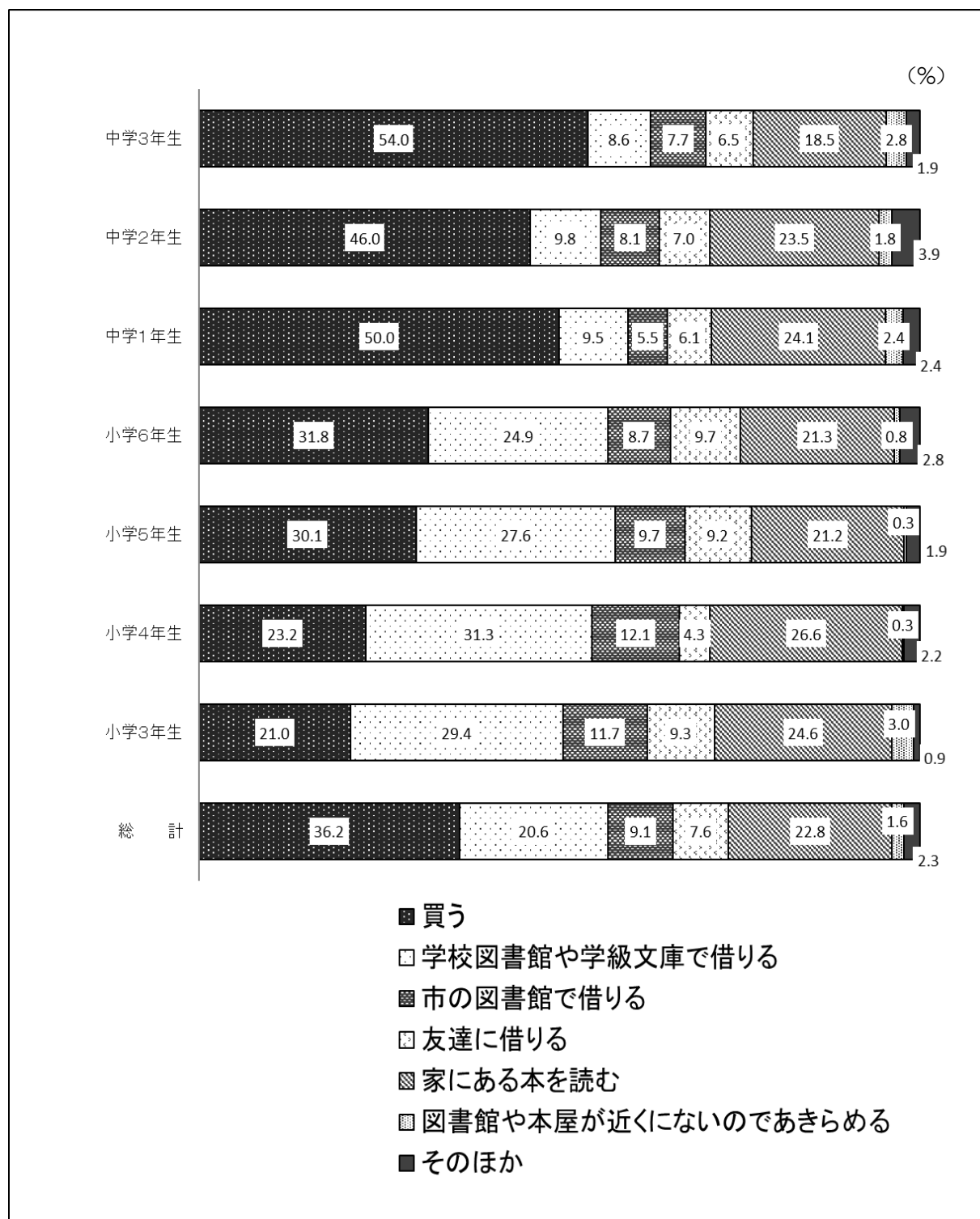
1カ月の読書量としては、0～2冊が約6割を占め、読書離れが目立つ。また、学年が進むにつれ読書量が減る傾向にある。

問3 問2で0冊（読まなかった）と答えた人だけにお聞きします。読まなかったのはなぜですか。（いくつ〇をつけてもかまいません）



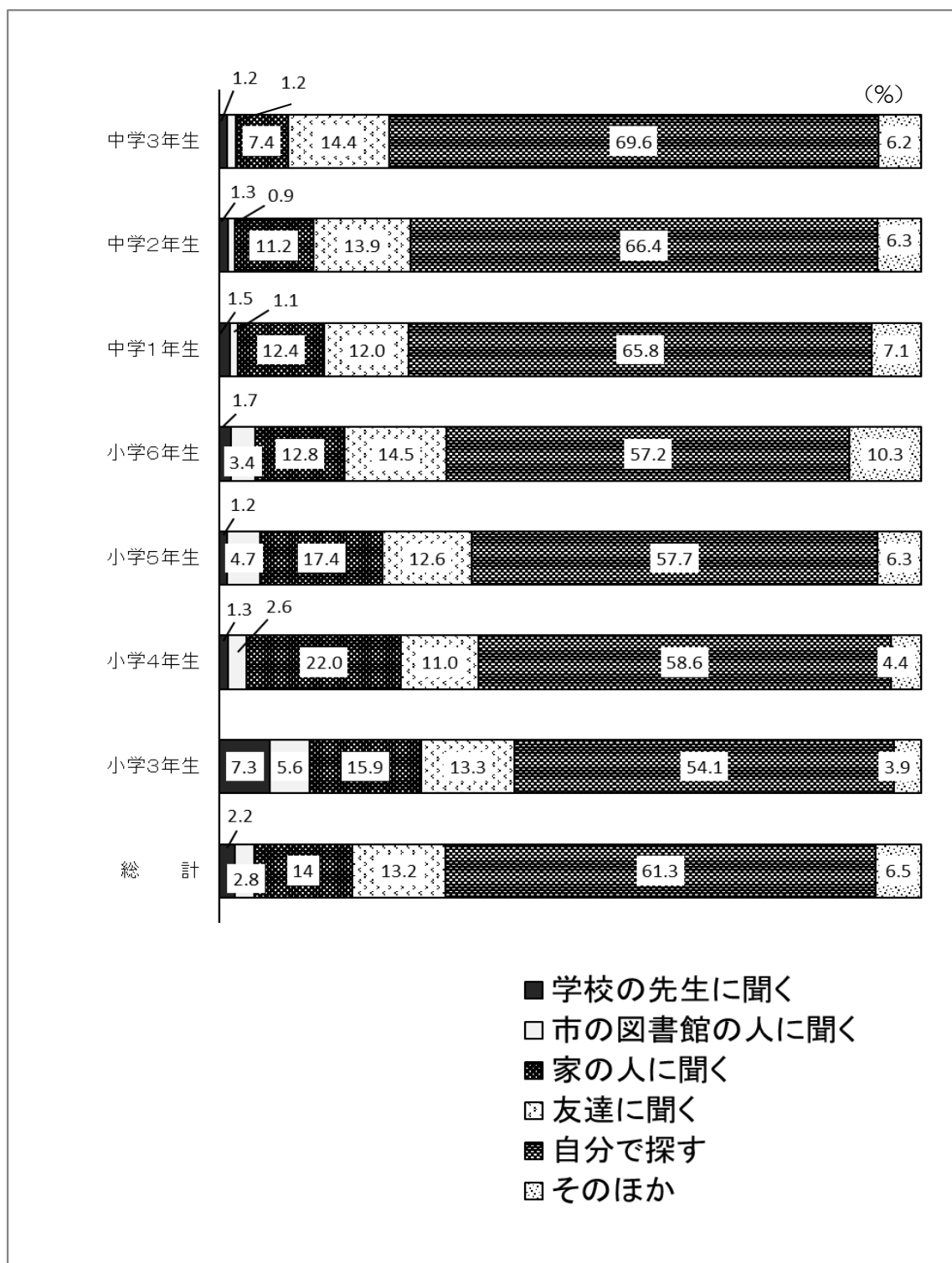
読書をしない理由として、「本が好きでない」が一番となったが、最近の世相を反映してゲームや習い事で読書の時間がとれない事も大きな要因となっている。

問 4 読みたい本はどうしていますか。(いくつ〇をつけてもかまいません)



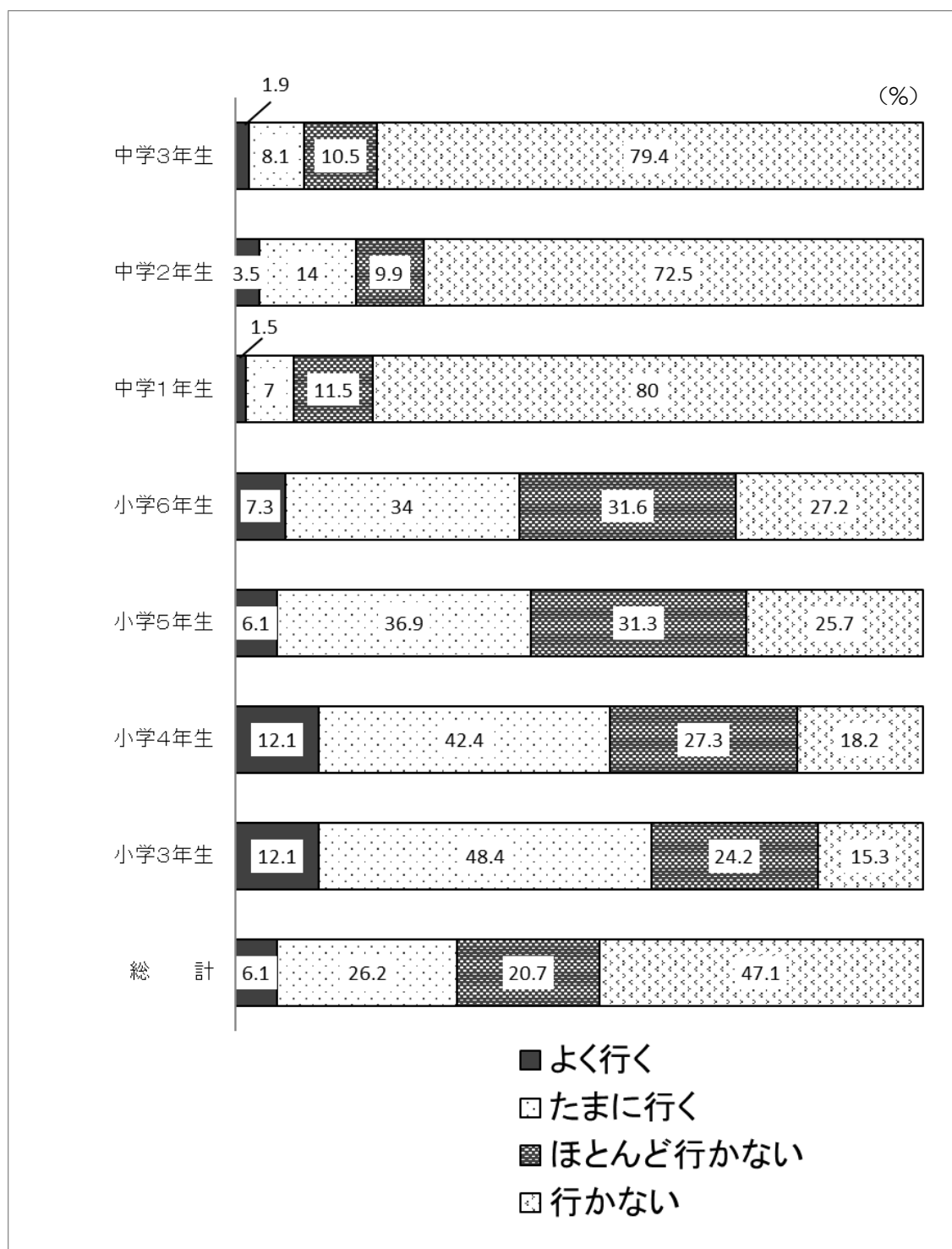
読みたい本の入手方法としては、購入が最も多く、次いで学校図書館の利用、家にある本を読むとなった。来館手段の有無により変わるが、図書館利用の数値が低いため、利用を促進する必要がある。

問5 読みたい本をどのように見つけますか。(いくつ〇をつけてもかまいません)



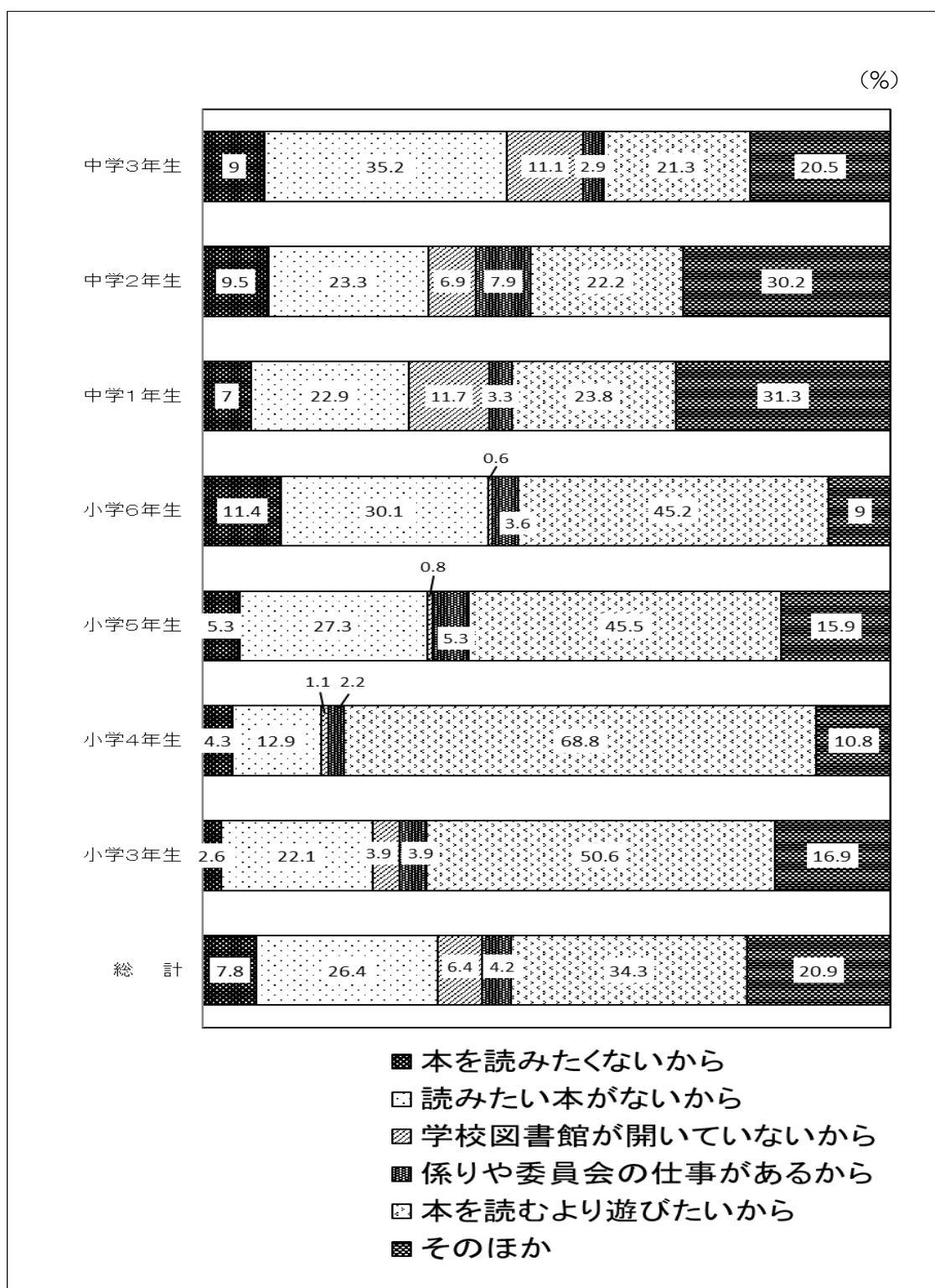
読みたい本を探す方法としては、「自分で探す」が最も多く、次いで「家の人に聞く」が多い。児童生徒が気軽に学校図書館や、図書館を利用できる環境と工夫が必要である。

問6 休み時間や放課後に、学校図書館へ行きますか。



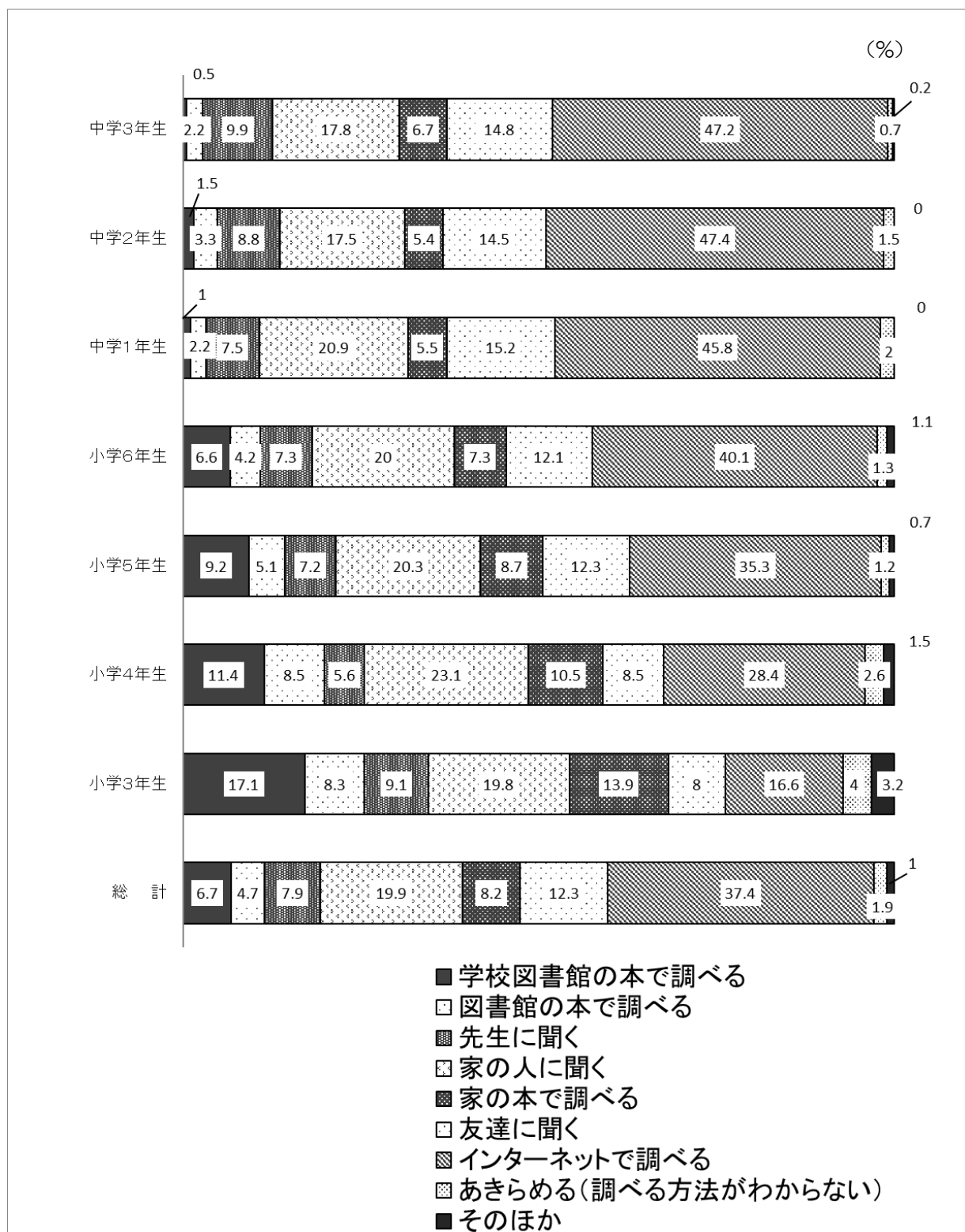
学校図書館の利用状況は、「ほとんど行かない」又は「行かない」が約7割を占めている。また、学年が進むにつれ、「行かない」と答えた割合が多くなる傾向にある。

問7 問6でほとんど行かない、行かないと答えた人だけにお聞きします。
学校図書館に行かないのはなぜですか。(いくつ〇をつけてもかまいません)



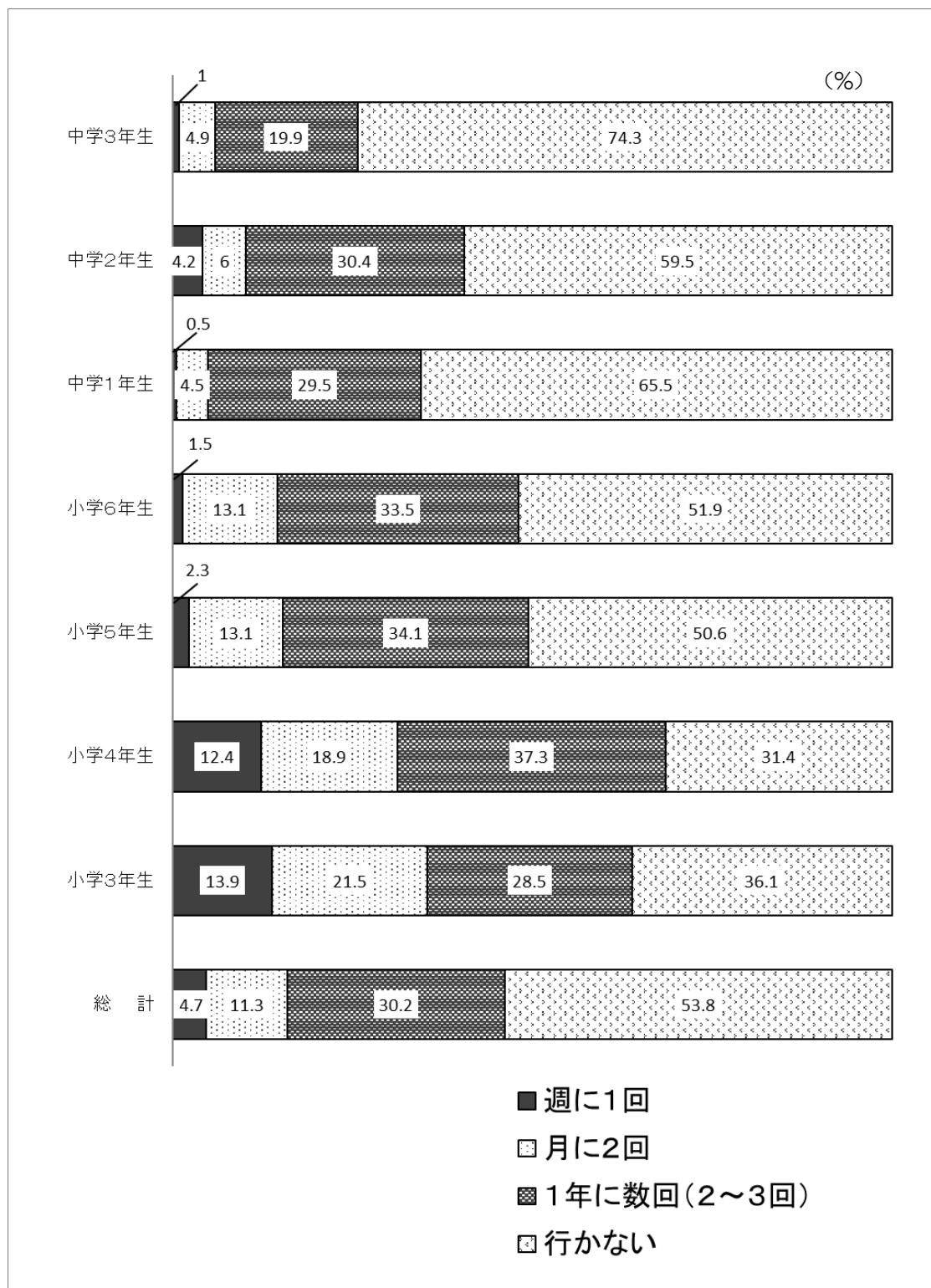
学校図書館に行かない理由として、「遊びたいから」が最も多く、次いで「読みたい本がないから」の回答が多い。児童生徒の興味や関心のある図書の選書も必要である。

問8 知りたいことがあれば、どうやって調べますか。(いくつ〇をつけてもかまいません)



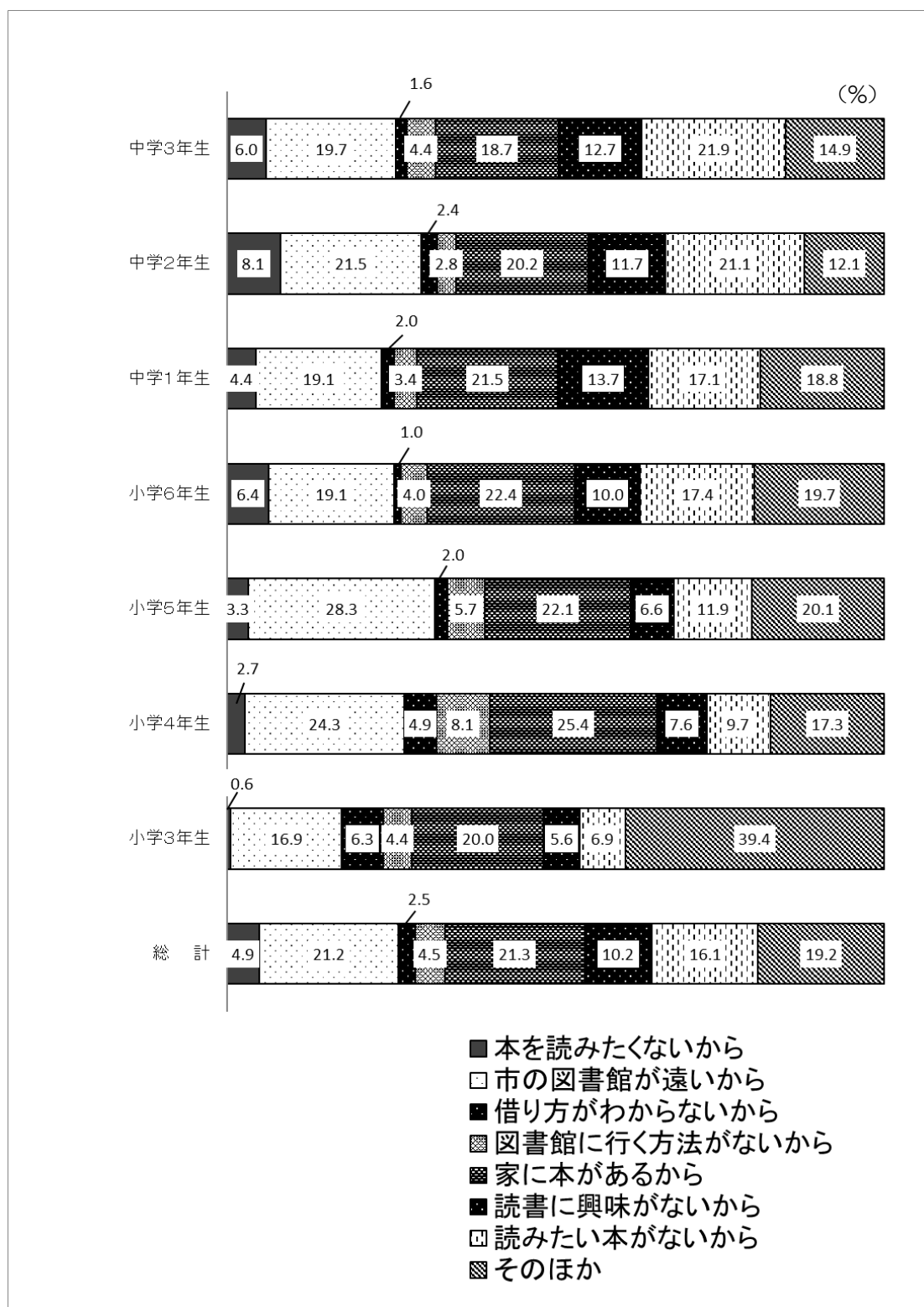
手軽で便利なことからインターネットの利用が目立つ。本を利用し調べることは学年が進むにつれ減少し、逆にインターネットの利用が増加している。

問9 市の図書館をどれくらい利用しますか



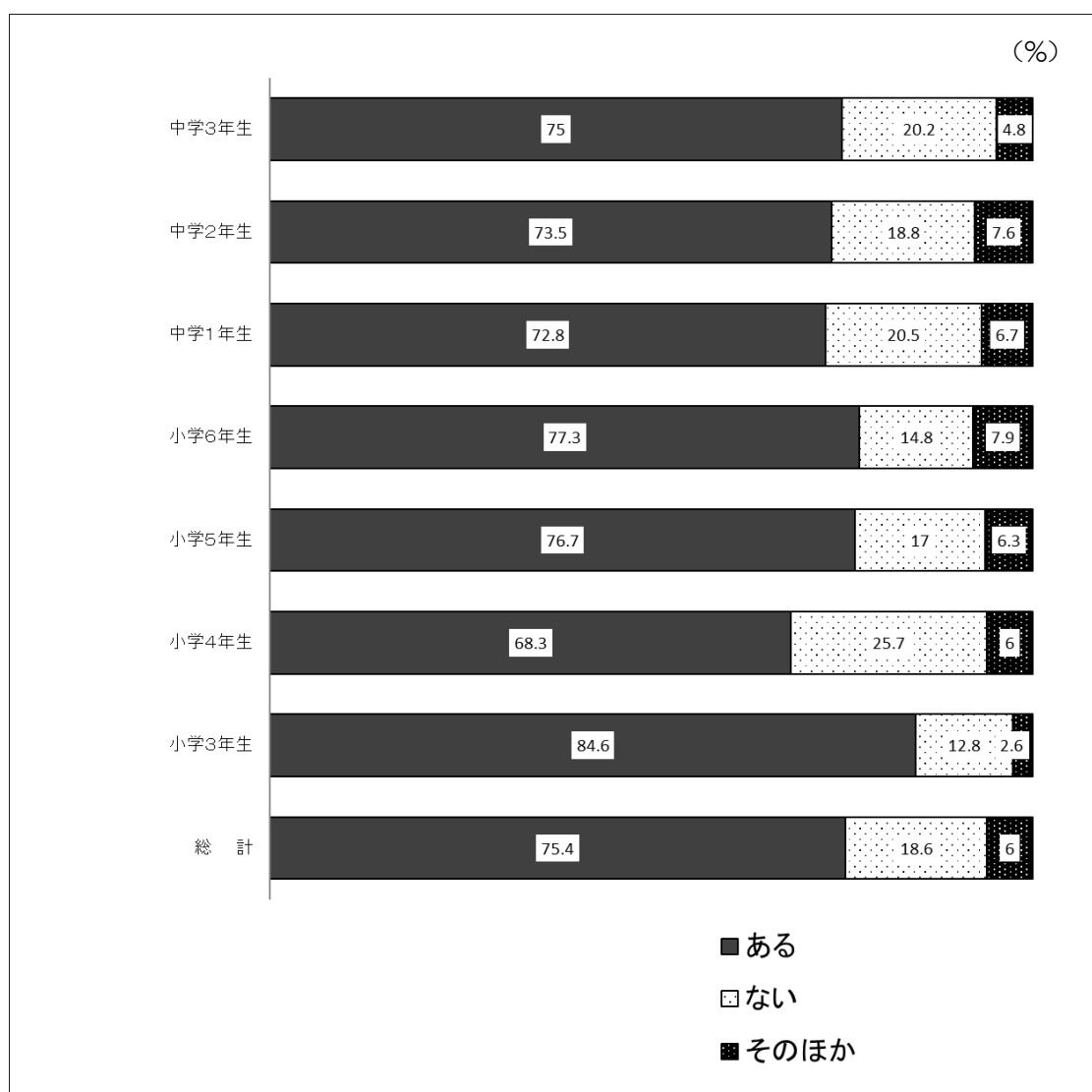
図書館の未利用者が5割を超えており、特に中学生の利用が少なく、今後の利用促進及び利用しやすい環境づくりが求められる。

問 10 問 9 で「週に1回図書館へ行く」以外の答えを選んだ人だけにお聞きします。市の図書館をあまり利用しないのはなぜですか。(いくつ〇をつけてもかまいません)



学年が進むにつれ、読みたい本がないという理由が増える傾向にある。児童・生徒が興味をもって読みたいと思える本の選書が必要である。

問 11 あなたは、小学校に入学する前、大人の人によく本を読んで聞かせてもらっていたという経験がありますか。



経験があると答えた児童・生徒が7割を超えている。一方、経験がないとの回答が約2割となっているが、すべての子どもが幼少期における読み聞かせの経験できる環境が必要である。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進

に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子ども健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

第2次宇陀市子ども読書活動推進計画

令和4年（2022年）12月発行

編集・発行 宇陀市教育委員会
（宇陀市立図書館）